



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月31日水曜日 第2153号外3

◇ 目 次 ◇  
条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

## 条 例

### ○愛媛県条例第28号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成22年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p><b>附 則</b><br/>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）</p> <p><b>第16条の5</b> 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「<u>条約適用利子等の額</u>」という。）に対し、条約適用利子等の額（<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「<u>限度税率</u>」という。）を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、第14条の2第1項中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同項前段、第15条及び第16条中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額</u>」と、第14条の2第2項中「<u>所得</u></p> | <p><b>附 則</b><br/>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る県民税の課税の特例）</p> <p><b>第16条の5</b> 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「<u>条約適用利子等の額</u>」という。）に対し、条約適用利子等の額（<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「<u>限度税率</u>」という。）を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、第14条の2第1項中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同項前段、第15条及び第16条中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額</u>」と、同項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額</u>」と、第14条の2第2項中「<u>所得</u></p> |

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

#### 4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

- (2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

3 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えられた法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

#### 4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」

とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（不動産取得税の徴収猶予等）

**第21条** 省略

とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第16条の規定の適用については、同条中「又は同条第15項」とあるのは「若しくは附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第32条第15項」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

**第19条の4** 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（不動産取得税の徴収猶予等）

**第21条** 省略

2 法附則第11条の7に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当については、第19条の6中「第73条の27の6第1項」とあるのは「第73条の27の6第1項（法附則第11条の7の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、第19条の7中「第73条の27の6第2項」とあるのは「第73条の27の6第2項（法附則第11条の7の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2 法附則第12条の2の3第1項に規定する自家用の自動車  
で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外  
のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は\_\_\_\_\_、  
第35条の規定にか  
かわらず、当分の間、100分の5とする。

2 第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は  
法附則第12条の2の5第1項に規定する第1種省エネルギー自動  
車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2  
の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に  
対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31  
日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわら  
ず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合  
に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得  
た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法  
附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動  
車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当  
該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及  
び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の  
適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定  
める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 法附則第12条の2の5第2項に規定する第2種省エネルギー  
自動車

4～7 省略

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の  
軽油自動車の取得(前3項又は法附則第12条の2の5第1項若し  
くは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に  
対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31  
日(第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日)まで  
に行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、  
当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適  
用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号又は第3号  
イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1

\_\_\_\_\_を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100  
分の2 \_\_\_\_\_(当  
該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行わ  
れた場合にあつては、100分の1)を、第3号アに掲げる軽油自  
動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

(1)・(2) 省略

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げる  
もの

\_\_\_\_\_

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車  
両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用される  
べきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行  
規則で定めるもの(以下この号において「平成21年軽油軽量  
車基準」という。)に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、  
平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2 法附則第12条の2の2第3項に規定する自家用の自動  
車で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外  
のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が  
平成30年3月31日までに行われたときに限り、第35条の規定にか  
かわらず\_\_\_\_\_、100分の5とする。

2 第8項第1号若しくは第2号 \_\_\_\_\_に掲げる軽油自動車又  
は法附則第12条の2の2第12項に規定する第1種省エネルギー自  
動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(同条第2項 \_\_\_\_\_  
の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に  
対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31  
日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわら  
ず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合  
に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得  
た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法  
附則第12条の2の2第2項又は前項の規定の適用がある場合の自動  
車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当  
該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第35条及  
び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の  
適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定  
める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 法附則第12条の2の2第13項に規定する第2種省エネルギー  
自動車

4～7 省略

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の  
軽油自動車の取得(前3項又は法附則第12条の2の2第12項若し  
くは第13項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に  
対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31  
日 \_\_\_\_\_まで  
に行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、  
当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適  
用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号 \_\_\_\_\_  
\_に掲げる軽油自動車にあつては100分の2(当該取得が平成21  
年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつ  
ては、100分の1)を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100  
分の2 \_\_\_\_\_を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1(当  
該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行わ  
れた場合にあつては、100分の0.5)

\_\_\_\_\_をそれぞれ控除した率とする。

(1)・(2) 省略

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車<sup>で</sup>地方税法施行規則  
で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成  
21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出  
ガス保安基準<sup>で</sup>同省令で定めるものに適合するもの

率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

( 軽油引取税の課税免除の特例 )

**第22条の4** 第41条の8及び第41条の9の規定は、法附則第12条の2の7第1項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第41条の8第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の21第1項」と、第41条の9中「法第144条の27第2項」とあるのは「法附則第12条の2の7第2項において準用する法第144条の27第2項」と読み替えるものとする。

2 法附則第12条の2の7第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3、第41条の7及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定         | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句   |
|-----------------|--|---|
| 第4条第1項第8号本文     | 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。) | 法第144条の22第4項(法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。)<br>又は法第144条の25第5項(法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。))において準用する法第144条の22第4項 |
| 省略              |  |   |
| 第40条第1項第3号及び第4号 | 法第144条の6                                 | 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項  |
| 省略              |  |   |
| 第41条の3          | 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。) | 法第144条の22第4項(法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)<br>又は法第144条の25第5項(法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する法第144条の22第4項             |
| 第41条の7          | 第40条第1項第3号又は第4号                          | 第40条第1項第3号又は第4号(附則第22条の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)  |
| 第78条第1項         | 法第144条の31第4項又は第5項                        | 法第144条の31第4項又は第5項(法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する場合を含む。)  |

( 軽油引取税の課税免除の特例 )

**第22条の4** 第41条の8及び第41条の9の規定は、法附則第12条の2の4第1項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第41条の8第1項中「法第144条の21第1項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の21第1項」と、第41条の9中「法第144条の27第2項」とあるのは「法附則第12条の2の4第2項において準用する法第144条の27第2項」と読み替えるものとする。

2 法附則第12条の2の4第1項から第3項までの規定の適用がある場合における第4条第1項、第40条、第41条の3 \_\_\_\_\_及び第78条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定         | 読み替えられる字句                                | 読み替える字句   |
|-----------------|--|---|
| 第4条第1項第8号本文     | 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。) | 法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。)<br>又は法第144条の25第5項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。))において準用する法第144条の22第4項 |
| 省略              |  |   |
| 第40条第1項第3号及び第4号 | 法第144条の6                                 | 法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項  |
| 省略              |  |   |
| 第41条の3          | 法第144条の22第4項(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。) | 法第144条の22第4項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)<br>又は法第144条の25第5項(法附則第12条の2の4第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する法第144条の22第4項             |
|                 |  |   |
| 第78条第1項         | 法第144条の31第4項又は第5項                        | 法第144条の31第4項又は第5項(法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。)  |

( 軽油引取税の税率の特例 )

**第22条の 5**

軽油引取税の税率は、第41条の2の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

( 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止 )

**第22条の 6** 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

( 自動車税の税率の特例 )

**第23条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるもの \_\_\_\_\_ 並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

( 軽油引取税の税率の特例 )

**第22条の 5** 平成30年3月31日までに第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第41条の2の規定にかかわらず \_\_\_\_\_、1キロリットルにつき、32,100円とする。

( 自動車税の税率の特例 )

**第23条** 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車）で地方税法施行規則で定めるものをいう。 \_\_\_\_\_ 第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるものをいう。同項 \_\_\_\_\_ において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同省令で定めるもの（次項において「電気自動車等」という。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成9年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車  
 が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登  
 録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該  
 自動車平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車  
 新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限  
 り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同  
 表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下  
 この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5ト  
 ン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平  
 成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた  
 自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全  
 上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」と  
 いう。）で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び  
 次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に  
 適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量  
 車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので  
 同省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道  
 路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適  
 用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方  
 税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において  
 「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、  
 窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定  
 める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定  
 めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有  
 する自動車と併せて電気その他の地方税法施行規則で定めるも  
 のを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収す  
 る機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に  
 規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で  
 定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部  
 から充電する機能を備えているもので同省令で定めるものをい  
 う。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定  
 するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消

省略

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第80

条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において  
 「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定に  
 より定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案  
 して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条  
 において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を  
 乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運  
 送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用される  
 べきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害  
 防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保  
 安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるも  
 の（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」と  
 いう。）の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対す  
 る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車  
 が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登  
 録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該  
 自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車  
 新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限  
 り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同  
 表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を動案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同省令で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同省令で定めるもの

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア \_\_\_\_\_ 車両総重量 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 平成17年天然ガス軽量車基準 \_\_\_\_\_ に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 平成17年天然ガス重量車基準 \_\_\_\_\_ に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの

(3) 省略

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては、平成22年度分の自動車税に限り \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

省略

3 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下このアにおいて「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同省令 \_\_\_\_\_ で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下このイにおいて「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令 \_\_\_\_\_ で定めるもの

(3) 省略

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。



省略

省略

- 5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第16条の5の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第22条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 3 新条例附則第22条の4の規定は、施行日以後に新条例第39条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に改正前の愛媛県税賦課徴収条例第39条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第23条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。